

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ（第6回）

日時 平成31年2月28日（木）08：59～10：25

場所 経済産業省本館地下2階講堂

○下堀ガス市場整備室長

皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第6回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日、山野委員とオブザーバーの石油連盟の押尾常務理事はご欠席となる旨、ご連絡をいただいております。

それではまず、本日の資料を確認させていただきます。委員の皆様には、お手元にiPadをご用意させていただいておりますが、議事次第にもございますとおり、資料1が議事次第、資料2が委員等名簿、資料3がガス卸供給に関する検討、資料4が一括受ガスに関する検討、資料5がLNG基地の第三者利用に関する検討、以上でございます。iPadに不具合がありましたら、事務局までお知らせください。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いいたします。

○山内座長

早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事でございますが、議事次第にありますように、3つの議題となっております。

それでは、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきたいと思っております。傍聴は可能でございますので、引き続き、傍聴される方はご着席をいただければと思います。

それではまず、1つ目の議題ですけれども、これはガスの卸供給に関する検討でございます、まずは事務局からご説明して、討論ということにさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○下堀ガス市場整備室長

それでは、資料3に基づきまして、ガスの卸供給に関する検討についてご説明をさせていただきます。

まず、スライド番号1からですけれども、卸元事業者と取組開始時期ということで、これまで

数回、ワーキングでも検討してまいりましたけれども、第1グループ及び第2グループのいずれの旧一般ガス事業者からも、今回の自主的取組を実施する意向が確認されました。

ということで、皆さんにこの自主的取組をやっていただくということに晴れてなったと思います。

今回の取組の開始時期でございますが、卸元事業者の準備期間を考慮して、まず、利用相談の受付開始は2019年7月まで、実際の卸供給の開始を2020年3月までを目標としてはどうかとご提案させていただいております。これは、ワンタッチ卸の経験がない事業者さんもしらっしゃるといことで、実務的な準備期間が一定程度必要という事情を踏まえたものでございます。

スライドをおめくりいただきまして、次のグループ会社の定義についての議論に移りたいと思いますが、こちらも前回まで、利用対象とする必要のない事業者の範囲確定に係るグループ会社、こちらの定義について、会計ルール上の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社、その他の関係会社の5類型を踏まえつつ検討するという方針については賛同がいただけたと思っております。

一方で、委員の皆様から具体的な定義はどうなっているのか、あるいは、市場の実態を踏まえた検討が必要だと、そういったご指摘がございました。

今回の資料では、この会計ルール上の5類型の定義、あるいは、電力・ガス取引監視等委員会の電気の経過措置料金に関する専門会合での議論、そして、東京ガスエリアにおける事業者の出資関係の一例をご紹介させていただきまして、より議論を深めたいと思っております。

次のスライド以降は、まず、前回の資料や、定義をまとめたものでございますので、議論の際に適宜ご参照いただければと思います。

右下のスライド番号7でございます。

電気の経過措置に関する専門会合における旧一般電気事業者から独立した競争者に該当しない者の事務局提案というのは以下ようになっておりまして、エリアの旧一般電気事業者のグループ会社、括弧して、当該旧一電及びその親会社並びにそれらの子会社及び出資比率20%以上の関連会社となっております。

また、その他、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者となっているところでございます。

さらに、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、こういったものを踏まえまして、議決権の割合が20%未満の会社も含まれていますが、いずれも財務、営業、事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができる場合に該当するとされておりまして、今回のガスの卸供給に関する取組においては、規則上の関連会社をいずれもグループ会社を含めることとしてはどうかと思っております。

また、その関連会社と裏表の関係にあるその他の関係会社もグループ会社を含めるということ

でいかがかと思っております。

そうしますと、この5類型に基づく整理でございますが、本取組の利用対象外となる事業者の範囲は、ガス発生設備を保有する事業者または本取組の利用事業者並びにそれらの子会社、親会社、兄弟会社、関連会社、その他の関係会社となるかと思っております。

スライド番号9でございますけれども、では、実際にどういうところが対象になり、対象にならないかというところを絵にして議論を深めたいと思っておりますが、東京ガスの導管網に接続するガス発生設備を保有予定の事業者は、JERA、こちらは本年の4月に東電FPから設備を承継する予定でございます。それから、扇島の都市ガス供給、これは来年の4月から供給開始予定となっておりますが、この2者が対象になり得る。

この2者への出資関係を整理しますと、以下のようになっておりまして、ほぼ真ん中あたり、ピンクで色のかかったJERAに対しては、東電ホールディングス、東電FP、それから、中部電力、こちらはその他の関係会社となります。

その東電EP、あるいは東京エナジーアライアンス、CDエナジーダイレクトというところは、5類型のいずれの会社にも当たらない、となっております。

扇島都市ガス供給に対しましては、東電ホールディングスと東電FPは親会社、東電EPとPinTは兄弟会社でありまして、東京エナジーアライアンス、大阪ガス、JXTGは5類型のいずれの会社にも当たらないという整理となっております。

こうした整理と実態を踏まえつつ、この取組の利用対象外とする事業者の整理でさらに検討すべき事項が存在するかどうか、委員の皆様のご意見をいただければと思います。

次のスライドでございますけれども、前回、委員から卸価格改定時の値下げ予告でございますけれども、値下げ改定時にも卸元事業者から利用事業者への値下げ予告を奨励すべきではないかという指摘がございました。

指摘を踏まえて、値下げ改定について、卸元事業者は上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、事前に卸価格の値下げ予告を行い、小売料金と卸価格の値下げタイミングを一致させるという整理の明確化でいかがかと思っております。

次の論点がスライド11でございます。

卸元事業者内での情報管理につきまして、委員やオブザーバーからご意見がございました。競争的な電力・ガス市場研究会の中間整理、昨年8月ですけれども、卸供給に関する新規参入者と旧一般ガス事業者の交渉のあり方に関する検討の必要性が指摘されてございます。

また、先々週ですけれども、電力・ガス取引監視等委員会の第36回制度設計専門会合では、卸取引交渉時に提供する特定の需要家情報の取り扱いについて整理していく方針が示されたところ

でございます。

参考までに、次のスライドにその制度設計専門会合の資料を提示させていただいております。

将来参入する可能性がある地域の需要家情報を卸売事業者が容易に取得できる現在の状況は、適正な競争環境を確保する観点からも望ましいと言えない一方で、卸売事業者と卸受事業者が協力して需要開拓を行っている例もあり、当該情報を完全に遮断した場合、実ビジネスに影響を与える恐れもある。

これを踏まえて、卸取引交渉時に提供する特定の需要家情報の取り扱いについて整理していくこととしてはどうかということで、その下に、その時の論点というのを記載されているというところでございます。

そういった議論とも整合をとりつつ、今回、スライド13でございますが、このワンタッチ卸の取組における卸元事業者での基本的な情報管理の方法を、今回、提案させていただきます。

卸先事業者の特定需要家情報を目的外で利用すること、こちらを防ぐ観点から、卸元事業者は情報の取り扱いに関して適切な社内管理体制を構築することが望ましいと考えております。

一方で、例えばワンタッチ卸については、卸売部門が小売部門のシステムを活用して実施している場合がある。それから、小規模な事業者においては卸売部門と小売部門が一体となって事業を実施している場合などが存在するというところございまして、卸売部門と小売部門で情報共有を遮断する体制を整備するには、システムの導入、それから、人員の増員等の相当のコストを要することが想定されていることがございまして、特に下の表で従業員数を1G、2Gさん並べていますけれども、やはり第2グループの卸元事業者というのは、体制を整備することが難しいという場合も想定されるのではないかと考えております。

今までの議論を踏まえまして、本取組に関しましては、いずれの卸元事業者さんも、まずは、この以下の3点の情報管理策を実施することとしてはどうかと思っております。

1番目として、小売業務から分離された卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意すること、それから2番目として、卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を卸業務の担当者だけに付与するというもの、3番目として、どうしても小売部門の従業員が卸業務を担わざるを得ない、そういった場合は、小売と卸業務の時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定めるということをご提案させていただければと思います。

続きまして、次のスライド14でございますが、卸価格の確認方法について、過去、検討項目として挙げており、今回整理した案を持ってまいりました。

上限卸価格の水準、こちらを非公表にするということは、ワーキングの中でも否定はされない

ということになったかと思いますが、この取組の利用事業者が直面する卸価格が、この上限卸価格以下の水準に収まっているかどうか、こういうところを確認する仕組みは当然必要だろうということでございます。

さらに、上限価格の算定根拠となる標準メニューの公表状況を確認する必要性についても、指摘があったところでございます。

それらを踏まえまして、次のスライド15にフローチャートのようなものをご用意いたしました。卸価格関連の確認というのを、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会で役割分担をして対応できればと思っております。

一番左のピンクの卸元事業者さんが、まず、事業の開始に当たって上限卸価格表を設定していただきます。それを事業開始前に、資源エネルギー庁にその卸価格表、それから、その算定根拠、こちらを提出していただいて、しっかりエネ庁のほうで把握をする。

この左から2番目、利用事業者が卸元事業者と卸契約を結んで、価格を把握しました、その価格が今のこの仕組みの上限卸価格より下なのか上なのか、こういうところを照会するのはエネ庁のほうに窓口を設けて、エネ庁に確認の照会をする。

エネ庁では、その根拠となる卸価格表を持っておりますので、それを見ながら、上なのか下なのかを当然回答するというところでございますが、仮に上ということがあれば、それはどういう状況になっているのかというのを卸元事業者に事実関係を照会するといったところを踏まえて、対応を検討するというところでございます。

もちろん、比較結果も回答しますが、もし、その卸価格の上限値であるとか、卸価格そのものに対して見直しといったニーズを利用事業者さんが持つ場合は、エネ庁に相談することも可能ですが、こういった場合には、電力・ガス取引監視等委員会に対応を相談するということも可能な仕組みとなっております。そのためにも、エネ庁と取引監視等委員会は適時情報共有を行いまして、委員会は関係情報を把握し、必要に応じた確認、追加的な情報把握と、その他、一般的な取引の監視をその権限に置いて行うということでございます。

最後に、必要に応じてあっせん・仲裁の申請も経産大臣経由で申請して、委員会に申請が行われる、こういった仕組みで、この価格の確認方法というのを整理してはどうかと思っております。

スライド16でございますが、利用上限量につきましては、委員の皆様からのご意見を踏まえまして、利用事業者ごとの利用上限量を、第1グループは年間100万立米、第2グループは年50万立米という設定としたいと思っております。

ただ、前回もご意見ございましたけれども、次のスライドですが、利用上限量以上といったような、この取組の外の卸供給についても、当然、現行の適正なガス取引についての指針の上でも

積極的な卸供給が望ましい行為として位置づけられておりました。今後、仮に卸先事業者さんがこの取組の外、利用上限量を超えた場合とか、あるいは、違った卸形態であるとか、そういった卸供給を不当に断られるような事態が現実が発生した場合は、これはエネ庁であったり、取引監視等委員会事務局であったり事実関係を把握して、必要な対応を検討するというふうにしたいと思っております。

最後に、フォローアップについても、皆様からご意見いただきましたので、そのご意見を踏まえながら、フォローアップの検討を進めてまいります。

長くなりましたが、以上でございます。

#### ○山内座長

どうもありがとうございました。それでは、質疑に移りたいと思っておりますけれども、例によって、ご発言をされる方はお手元の名札を立ててもらおうというルールで行いたいと思っております。

それでは、ただ今の説明について、ご質問あるいはご意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

まずは、日本ガス協会が挙がっております、どうぞ。

#### ○沢田オブザーバー

おはようございます。まず、本自主的取組の利用事業者につきまして、コメントをさせていただきたいと思っております。

本取組の検討に当たりまして、解決すべき課題として、電気に比べ、新規参入者数が限定的であること、また、一部地域でスイッチングが生じていないことの2点が当初挙げられておりました。

その上で、本取組の目的は、交渉力の弱い小規模な事業者であっても、ガス小売事業への新規参入と、相当量の需要獲得が可能となる環境の整備とされております。

しかしながら、本日の事務局資料では、お隣に佐藤オブザーバーがいらっしゃり恐縮ですが、都市ガスのお客案件数が100万件を突破とプレスリリースをされました東京電力エナジーパートナー様が東京ガスエリアにおいて本取組の利用対象になるという整理となっております。こうした整理は、そもそもの目的に合致しているとは言えないのではないかと考えております。

また、現在、利用対象外の整理に当たりまして、ガス発生設備の保有を起点としておりますけれども、ガス小売事業を起点にすることも必要なのではないかと考えています。

といいますのは、強いLNG調達力と小売力を持つ事業者は、ガス発生設備を保有しなくても第三者のガス発生設備を利用した上で、相応の都市ガス調達能力を確保し、ガス小売事業ができるからであります。

例えば、一定量のガス販売実績があるガス小売事業者と、そのグループ会社についても利用対象外となるようにご検討いただければと思います。

なお、第1回のワーキンググループで事業者がプレゼンをしましたように、電気事業者とガス事業者のLNGの調達力は拮抗しており、ガス卸競争においても、強力な競合関係になっております。

そうした環境下で、ガス事業者だけが電気事業者にガスを卸さないといけないというのであれば、LNGスポット価格が高いときだけガス事業者からガスを卸受けてサヤ取りをするなど、本取組の目的と異なる利用がなされる懸念もございます。

本取組の利用事業者の範囲につきましては、こうした、そもそもの目的に合致させていただくとともに、既存の卸競争や小売競争を歪ませることがないように、ぜひご検討をお願いできればと思います。

最後に、本取組につきましては、まだ詳細設計が残っているものの、卸元の対象とされたガス事業者から実施する意向を確認している点、私どもからもご報告をさせていただきます。

今後、各事業者は本取組を通じまして、天然ガスの普及・拡大につながることを期待し、できることから、順次、対応していくこととなりますけれども、一方で、本取組による業務負荷が見通しづらく、ニーズも不透明なため、システム化の必要性などは、相談が入ってから判断をしていくということもあり得るかなと思っております、本取組の初期段階では、事業者ごとに対応には多少ばらつきが出るかもしれません。

私どもも、こうした点につきましてもフォローしてまいります、ぜひ、そういった状況につきましても、ご理解いただきますように、お願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

先ほどの日本ガス協会様の東電EPに関するご発言ですけれども、9ページのスライドでこのグループ会社の定義等ということが詳細に示されておりまして、図の出資状況を見ますと、東電EPの扱いは、2020年4月に扇島都市ガス供給が供給を開始されますと、本取組の利用対象外になるということにつきまして確認させていただきたいと思っております。

この場合、3ページのスライドの一番最後に書いてあります、「仮に利用事業者又はそのグループ会社が、本活性化策を利用中にガス発生設備を保有することとなった場合であっても、小売

事業に支障なくガスを自社調達に切り替えられるよう、暫くの間は本活性化策を継続利用できることとするか」という論点が出てまいります。

しかし、実際の卸供給の自主取組というのが、この3ページのスライド、あるいは、1ページスライド冒頭のリード文の2つ目にございます内容であって、2020年の4月から、もし先ほどの供給が開始されるとするならば、結局のところ、東電E Pが利用者として対象外となる可能性は残されているのではないかとというのが、私の解釈であります。

いずれにしても、天然ガスシフトの観点から申しますと、東電E Pにおかれては、本取組の利用者としてではなくて、ダイナミックな卸元競争のプレーヤーとして、一貫して活躍していただくべきなのではないかとというのが私の感想でございます。私の理解が間違っていればご指摘ください。

それから、私自身の意見として、幾つか申したいと思います。

まず、1ページのスライドで、先ほど申しましたとおり、実際の卸供給の開始は2020年3月目標ということであります。これについては異存ございません。

しかし、先ほどもございました説明で、ワンタッチ卸の経験がないところもあるということから、卸元事業者の準備期間が必要、ここも異存のないところでございまして、そうすると、利用相談の受付開始が2019年7月となっておりますのを、自主的取組となりますので、利用相談受け付けにつきましては前倒しをするということではできないか。人員配置の問題もあつたりするのだろうと思いますけれども、JGA様とも連携しつつ、個社の創意工夫をお願いして、なるべく早くからの利用相談の受付ということを、まずは考えていただきたいと思っております。

それから、10ページのスライドですけれども、卸価格改定時の値下げ予告の部分であります。この事務局案に賛成します。事前に卸価格の値下げ予告を行っていただくということが、まさにあるべき姿だと思います。

言わずもがなですけれども、自社の小売部門と他社とを比較しまして、値下げ予告について、自社の小売部門を有利に扱うなどということが決してないように留意しつつ、この値下げ予告を実施していただきたいと、念押しさせていただきたいと思っております。

それから、13ページのスライドの卸元事業者内での情報管理のところですが、リード文の上3つを踏まえまして出てきました3点の情報管理施策の実施ですけれども、いずれも重要なことと考えており、事務局案に賛成いたします。

ただ、いろいろとシステムの導入とか、人員の増員等のコストなども想定されるということで、体制の整備などが難しいということもあるという説明が3つ目のポツにございますが、これは旧一電でもそれほどきちんとできてないところもあるということ踏まえまして、イコールフッテ

イングの観点からも、ここはじっくりと、あまり期限を定めずに、しっかりと対応していただくということで、暫くは見ていただければいいのではないかという感想を持ちました。

以上であります。

○山内座長

ありがとうございました。後でまとめて、事務局からコメントいただこうと思います。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、スライド9に関してです。関連する会社を一定の基準で整理しないと明確に運用できないから類型化した。これは合理的だと思います。しかしまさにこのスライドで指摘されているとおり、東電EPがJERAを起点にすると関連会社から外れてしまうという整理は、形式的には確かにそうだけど、違和感がある。

この制度の趣旨からして、佐藤さんが近くにいらして、とても言いにくいけれども、やっぱり東電EPが外れるのは違和感があります。

この場合に、ホールディングスを一旦介して、その兄弟会社になると、資本という点では100%所有しているにもかかわらず、関係なくなってしまうという整理は何かちょっと変な気がする。100%所有のところを一体として見る考え方もあり得ると思います。

ただ、ちょっと矛盾するようなことを言って申し訳ないですが、電力システム改革の文脈では、むしろ、発電部門と小売部門は分かれて、発電部門は発電部門で利益を追求してほしい、より高く売れるところに売ってほしい。したがって、天然ガスだって、別の会社が高くて高く買ってくれるならそっちに売ってほしい。そういう方向に行ってほしい。

その観点からすると、持ち株会社を介して兄弟会社にはなっているけれども、別法人になっていて、なおかつ、そこが相当に独立している。この発電、あるいは、そのLNGの調達部門が、コストセンターではなくプロフィットセンターとして、本当に文字どおり独立した会社とみなせるような状況になったときに、それでも何か、杓子定規に規制するのは一般論として良くない。しかし、これから始まるこの制度に関して、現状で、これがJERA、あるいは東電EPが完全に独立した会社、EPと独立した会社として行動している状況にはまだなっていないような気がする。この状況下で、東電EPが、当然に外れる制度設計は若干不自然な気がします。

これに関しては、スライド9の3番目の点のところを実態を踏まえてというところがあります。これに関しては、一定のLNGの調達力があって、そこ結果的には資本関係にあるところを排除できるようなことを考えるのが一つの選択肢だと思いますので、この3番目のポツで書かれた点は具体的に検討していただければと思います。

次に、ずっと同じことを言い続けて申し訳ないですが、今回の事務局の説明でも出てきたのですけれども、今回設定されたものは、ある意味で、義務的にかかるという意味ではきつい規制なのですけれども、これだけが卸市場ではない、卸取引ではない。当然今回の対象でない、例えば電力会社も、この制度の対象ではないけれど卸供給は一切全て断ってもよいという整理にはなっていない。独禁法その他の一般的な規範、ルールは適用されることになる。

一般的な規範が適用されることは、今でもそうだと思っているので、それこそ明日からでも事業者が交渉に来ることがありえる。それを門前払いすることになったら、それは当然、問題になることは、繰り返し言う必要があると思います。

なぜこんなことを言っているのかというと、この新制度での卸供給を受ける対象から外れたら、市場に参入できないということは決してなく、対象外になったとしても、もちろん既存の都市ガス会社と交渉することは当然あり得るし、その結果として、無体な条件が出されれば、今回、制度設計されるものとかけ離れたようなものが出されるとするならば、そういう事業者は交渉力があるから、自然にこういう制度で守られなくても、自然に取引で無体なことを言われぬという制度設計の前提とされた想定と明らかに違うことが出てきたことになる。そのようなことは決してないと期待しているし、都市ガス会社も電力会社も、そういう点では対象外になったらもう応じなくてもいいということではなく、ちゃんと応じてほしい。

逆に、そこが応じるということであるならば、大きな事業者で、交渉力があるような事業者であれば、当然同じか、それよりもいい条件で取引できるだろうという想定が正しいのだとするならば、新制度で卸供給を受ける対象から外れることはそんなに大きな問題ではないと思うので、対象は限定しても良いと思います。

また、混乱させることを言って申し訳ないのですが、この委員会では、私以外の委員は繰り返し繰り返し、これは新規参入者へのすごい優遇になる、したがって、ある種、上限だとか、あるいは制限を加えるということを積極的に支持してきた。この制度がどれぐらい優遇になるのかは価格に依存する。上限価格設定時に、当然に除くべきものはもう例示はされているのですが、まだ曖昧な部分として小売の人件費がある。

小売の人件費に関しては、卸価格に含めるべきものもあるし、含めるべきでないものもある。ある意味で、判断が難しいものがあると思います。その判断が難しいものは、全部コストに盛り込むとすれば、それは新規参入者にもものすごく厳しい状況になっていて、ということはほとんど優遇でない。ほとんど優遇でない状況にしておきながら、やれ上限を決めるだとか、対象を狭めるだとかという議論は、一体何のためにしているのか良く分からない。

何が言いたいのかというと、むやみやたらに、人件費が入らないように、この価格の水準の設

定も重要になってくる。もちろん、入れるべき人件費が当然あると思いますので、杓子定規に全部除くべきと言っているわけではないのですが、ここの価格水準がすごく高くなるとすると、今までの議論とインコンシステント。この点については、ぜひ注意をお願いします。

以上です。

○山内座長

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

今度の新制度の、たしか目標は、新規参入を促進するということと、スイッチング率が低いところを上げるということだったと思います。

それで、何かそういう趣旨からすると、東電E Pが制限の外に外れる、その措置の対象になってしまうというのが、何かちょっと違和感を感じるのですが、特に中部の中電とか関西の関電は、この措置の対象外に多分なるのだと思うのですが、それで東電E Pだけが対象になるというのも、ちょっとそこのバランスを欠くかなと、そういうふうに思います。そこがちょっと気になります。

ただ、全く別の脈絡で、私個人の見通しとしては、柏崎刈羽原発の再稼働との絡みで、東京電力が柏崎刈羽を完全売却するというのが近い将来起こり得ると思っております。そうすると、新々・総特が壊れまして、東電が火力も売るといようなことになると、JERAは中部電力のものになるという世界になると思いますので、そういうようなことが起きたときには、構図ががらっと変わるということを、ちょっと申し添えておいたほうが良いと思います。

あと一点、先ほどガス協会のご発言の中に、ガス発生装置ではなくて小売という点で制限したらどうかというお話があったのですが、冒頭申し上げました新規参入のスイッチング率を促進するという事を考えますと、やはり北海道ですとか中国、ということを考えて、そこはやっぱりガス発生装置起点としておいたほうが今度の制度の趣旨に合うのではないかと思います。

以上です。

○山内座長

そのほかのご発言はございますか。

二村委員、どうぞ。

○二村委員

ありがとうございます。

意見というか、質問のような形になるかと思いますが、私も9ページのところの説明を伺って、形式的にみるとこのような区分けになることに少し違和感があったのは確かです。

また、監視委員会の資料がありました。7ページです。

電気の経過措置では、今、検討中ということですが、エリアの旧一般電気事業者のグループ会社というのと、その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者という基準が案として挙げられているようです。電気の経過措置については消費者団体などは非常に興味を持っているので、この議論は注視をしているところです。ガスの場合は、同じように考えることはできないのかなということは思っています。要は、小売の関係で競争状態にあるようなところについて優遇する必要があるのかという議論かと思いましたが、この経過措置の専門会合のほうでの議論と、それから今回の議論に応用できるのかということについてご説明をいただけないかと思いました。

わかりにくい発言で申し訳ありません。

○下堀ガス市場整備室長

ご質問、ご意見ありがとうございます。

まず、今の議論ですけれども、こういうバスケットクローズというか、こういう個別の、その他の事情等も踏まえてくり方というものもあると思っていますけれども、事務局としては、まず、きれいに整理できるルールが一番わかりやすく透明性も高いかなというのが正直なところですが、本日の議論も踏まえて、こういったところも含めて、きちんと検討したいと思います。

○山内座長

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

どうもありがとうございます。

9ページですけれども、電力系で、例えばEPから東京エナジーアライアンスというTEAと、ここは、ある意味では卸をやっているわけです。ですから、今、例えばグループ会社の定義をするときに、旧一般ガス事業者がもちろん主体になることは分かるのですが、グループ1、2に対しては、相対でガス卸をやる。

ただ、その中で、基地を所有していて接続している事業者で、卸をやっているところに、旧一般ガス事業者が卸すのか、あるいは、そこを競合させるのか。それぞれ、この5つのグループに属さないところで卸をやっているところがもしあれば、その卸と旧一般ガスの卸とを競合させるほうがユーザーメリットが増えてくるのか。

あるいは、旧一般ガス事業者の卸と、それから接続している主に電力会社だと思いますけれども、電力会社の卸との相対で、卸をやるか。卸から卸、お互いの合意のもとで、ある条件のもと

でやっていくか。どっちが今の趣旨に合うかということ、きちっと検討していくのが重要だと思います。

一応、私としては、卸、卸であれば、競合するほうがユーザーのメリットは大きいのではないかと、新規参入者がいろんな意味で増えていく可能性があるのではないかと考えています。

○山内座長

又吉委員、どうぞ。

○又吉委員

ありがとうございます。私は、2点コメントさせていただきたいと思います。

1点目は、1ページ目のところだったと思いますけれども、この取組の開始時期についてです。システム対応などの準備期間を考慮されたタイミングということで、今回、時限を区切っているわけですが、これに関しましては、もしかしたら柔軟な考え方も必要ではないかと考えております。

特に、ガスのスイッチングシステムのように、時間的猶予の限界により、各社さんがばらばらのシステムの整備を進められて、結局、新規参入者側で使い勝手が悪くて、改良が求められるといったような手戻りが発生していたかと思っています。こういった事象が起こることがないような、事前の確認等々を踏まえた配慮というものが必要なのではないかと考えている次第です。

あとは、先ほどからご発言があったグループ会社の定義についてです。より詳細な整理をいただき、ありがとうございます。

やはり、ガス発生設備を保有する事業者を起点として、出資比率をベースとしてシンプルに5類型で整理するというのは、やはりちょっと違和感があるなという感想を持っております。

また、将来的に、さらに出資形態が複雑な事業者が新たに設立される可能性というのは決してゼロではありませんし、ある意味、市場活性化という観点からは、これは歓迎すべき事象ではないかと考えております。

そういう意味では、利用対象者外とする事業者に関しましては、実態を考慮する追加的な検討が必要ではないかと考えております。

以上です。

○山内座長

次は、市村委員、どうぞ。

○市村委員

ありがとうございます。

まず、1スライド目の取組開始時期等ですけれども、先ほど松村委員もおっしゃいましたけれ

ども、この取組とは無関係に相対卸の申込みが来た場合、これを、すみません受けられませんということ、特に理由もなくそれはできないということは、そのとおりだと思います。

ただ、この取組との関連で、やはり必要な準備というものが、例えば、価格の設定の話とか、いろんな、諸システムの準備等というのがあるということであれば、7月までと言っても三、四カ月ですので、一定の準備期間がこの取組との関係であるというのは、やむを得ないというところかなと思っています。

また、2020年3月までを目標ということでございますけれども、実際のところ、これに遅れるとか、少し待っていただく場合があるとか、いろいろな事情があると思うのですけれども、そこは、利用希望事業者の方に、やはり丁寧に説明をしていただくということは必要と思っております。

次に、先ほど来議論がありますグループ会社の定義ですけれども、今回、事務局のほうで整理していただいたグループ会社の考え方は一つの整理かなとは思っております。ですので、先ほど来、議論があった点については、グループ会社という定義の中で整理するのか、または別の観点から利用対象事業とすべきか、趣旨に照らしてどうなのかといったところで整理していくのか、幾つかの整理の仕方があるかと思っております。

次に、情報管理でございますけれども、これも松村委員がおっしゃっていることと似ている話かもしれないですけれども、結局、利用上限を超えても、こういった体制というのは、やはり当然必要になってくると思うので、今回の議論は本取組に関してということではありますが、そこは当然そういうことなのかなと思っております。

最後でございますけれども、利用上限のところでは。

利用上限の17スライド目のところで、2つ目のところでは。本取組外の卸供給を不当に断られるような事態が現実には生じた場合ということで、ここは不当性の判断ということになってくると思うのですけれども、やはり第1グループ、第2グループの中でも競争の実態というか、市場環境、競争環境ですとか市場シェアの状況といったもの、シェアの割合を含めて異なるところだと思いますので、そこら辺は丁寧に見ていただく必要があるかなと思っております。

私からは以上です。

○山内座長

次、武田委員、どうぞ。

○武田委員

ありがとうございます。2点ございまして、1点目はグループ会社についてであります。

グループ会社については、実態に基づく例外というものを認める、そういう条項を付加してい

ただければと思います。

2点目ですけれども、情報管理、ファイヤーウォールの話であります。13ページになります。ここで書かれていますように、体制整備に費用を要する、そして、それを前提として、できることとできないことがあるということについて理解しました。特に、2Gの事業者の方にとって、ファイヤーウォールを構築することが大変費用を要することも理解いたしました。

その上で、4ポツ目にあるような提案がされているわけですが、気になりますのは③です。

この③では、業務時間の分離が書かれています。この業務時間の分離、ここまでファイヤーウォールとして意味があるものと整理してしまいますと、情報共有を禁止するという趣旨が全く無意味になってしまうのではないかと感じます。

少なくとも、この小売と卸の業務時間を分離する場合については限定的に考えていただいて、具体的には、小売部門の従業員が卸業務を担わざるを得ない場合を限定的に考えていただいて、全ての卸元事業者がこの③のようなもので、ファイヤーウォールを構築したと評価されることのないよう、お願いしたいと思います。

この情報管理、ファイヤーウォールの話というのは、独占禁止法の垂直型企業結合の問題解消措置としてもしばしば使われ、そして、日本でも使われているのですけれども、最近、この情報管理措置で十分なのかについて疑問の声が出てきています。あまりこのファイヤーウォールというものを過信しないほうがいいというのが意見であります。

以上です。

○山内座長

では、男澤委員、どうぞ。

○男澤委員

ありがとうございます。2点コメントさせていただきます。

9ページのグループ会社の定義のところです。

まず、グループ会社ということで、公正、明瞭性のあるルールで整理していくということには賛成でございますが、やはりでき上がった図を見てみると、若干、制度の趣旨を全うできているかという点で、更なる検討が必要と思う点がございます。

前回、前々回のワーキングの中で、既に参入済みの新規ガス小売事業者であっても、今回の取組対象と整理するというところで、結論は出ている部分でございますけれども、一定程度の需要を既に獲得しているというような実態があるときに、さらにこの制度の利用対象としていくかというような観点で、もう少し検討すべき事項があるのではないかと考えます。

もう一点は、13ページの情報管理のところです。

ここは、やはり事業規模等にも差がある中で、どういった整備をしていくかということは実態に応じてということに関しては賛成でございます。ただ、内部統制ですので、実態に合わせた整備とともに、運用状況、運用がきちんとされているかということに関しても、モニタリングしていくような仕組みをあわせて検討する必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○山内座長

大石さん、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

まず9ページですけれども、私もこれまでの先生方と同じ意見です。最初からお話を聞いていて、整理の仕方としては納得していたつもりだったのですが、やはりこの図を見ましたときに、はっきり言って違和感を持ちました。

その理由として、いろいろ考えてみましたが、先ほど二村委員がおっしゃいましたように、7ページの1ポツのイにありますように、やはり電力とガスの自由化の違いではないかと思えます。都市ガスの場合には、既存の事業者よりも、入ってくる新ガス事業者さんのほうが販売力ですとか競争力を持っている場合がある、ということではないかと思えます。

そういう意味で、あまり例外規定というのは作るべきではないとは思いますが、今回、文書としてどのように定めていいかというところまでは提案はできないのですけれども、考慮する必要があるように思いました。

以上です。

○山内座長

木尾さん、どうぞご発言ください。

○木尾電力・ガス取引監視等委員会取引制度企画室長

委員会事務局としての立場からのコメントをさせていただきます。この本取組の利用者についてであります。

この情報管理でありますけれども、卸先事業者に対する取引価格、数量、あるいはその需要家情報といった、情報の卸元事業者内だけの取り扱いについて、13ページで事務局が問題意識を示されておられますけれども、今後さらに議論が必要であると考えてございます。

武田委員からも同種のコメントがあったように理解をしてございますけれども、具体的には、当該卸元事業者は当該利用者と、小売事業においては競争関係にあるということも踏まえれば、

企業規模等に起因するような、現実的な実行可能性というものも勘案するということはあるだろうと思っておりますけれども、情報が適切に取り扱えるような社内管理体制を構築することが地元事業者には求められる。

13ページの資料では「望ましい」となっておりますけれども、私どもとしては、求められることが基本であるというように考えております。

換言すれば、こういった実行的な管理体制の構築によって、例えばでありますけれども、卸元事業者が、一方では、本取組による卸価格で卸先事業者に卸取引を行いつつ、他方では、当該卸価格をわずかに下回るような小売価格で、当該卸先事業者の顧客に提示をして、結果として競争が損なわれるといったような状況が生じないということが重要であると考えております。

なお、基地出口卸、連結点卸など、本取組に限らない卸取引一般についての情報管理のやり方については、この13ページに限定されなくて、私どもの審議会でも議論を開始しているところであり、今後、卸競争を促進する観点から、適切なやり方を検討していきたい、このように考えてございます。

以上です。

○山内座長

他よろしいですか。それでは、事務局からコメントがあればお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

活発なご意見いただきまして、ありがとうございました。しっかり皆様方のご意見を受けとめ、踏まえつつ、特にその実態のところ、そこをしっかりと見ながら、次回、事務局から再度ご提案差し上げたいと思います。ありがとうございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。今ありましたようにいろいろご意見いただきましたので、また事務局にまとめていただいて、次回ご議論とさせていただこうと思います。

議事を進めますけれども、2つ目の議題であります一括受ガスですが、これも事務局からご説明、資料4ですか、お願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

資料4、一括受ガスに関する検討でございます。

ほぼ、これまで相当、議論も行ってまいりましたので、本日2点だけ、ポイント2つでございます。

スライド2でございまして、既存の一括受ガス状態の是正、こちら、先日のワーキングの委員から、この案件の是正の前倒しというご意見がございました。それを踏まえまして、一括受ガス

状態にある案件の是正、または是正見込みの確保、こちらを2019年度中に完了するように要請したいと思ひますし、またその要請方法もしっかり検討してまいりたいと思ひます。

もう一点でございます。スライドの4をご覧ください。

需要家代理モデルを適切に活用していただくために、幾つか論点を、事務局としても、そのガイドラインの改定に向けて検討しているところですが、消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）に適用される一般的な規則として、消費者契約法が存在いたします。消費者契約法では、消費者の契約について、不当な勧誘による契約の取り消しや、不当な契約条項の無効などが規定されているところでございます。

この需要家代理モデルにおいても、留意点をガイドラインに記載するとしてはどうかというご提案を最後のスライド6に記載しております。

ガスの需要家と代理事業者との代理契約でございますが、基本的に、消費者契約法の適用対象になると考えておまして、その下に例1、例2、例3とありますけれども、こういう事例に挙がるような条項は、消費者契約法上の不当条項に該当して無効となる可能性があるのではないかと思っています。

1つ目が、需要家が事業者との代理契約を解約する際に、高額な違約金を請求する条項であるとか、あるいは、需要家はその代理事業者を通さずにガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項であるとか、3番目として、契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として長期間にわたって消費者を拘束する条項とか、こういったところは、先ほどのように、不当条項に該当するのではないかとということで、需要家代理モデルを適切に活用していただくに当たっては、この需要家代理契約が消費者契約法上の不当勧誘や不当条項に該当する可能性がある、そういう場合を整理しまして、ガスの小売営業に関する指針に追記することを検討したいと思っておりますが、いかがでしょうかという点。

また、前回、前々回で議論されたガス事業法上の媒介と需要家代理の論点についても、また次回以降整理の上、このガイドラインへの追記を検討することとしてはどうかと思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、一括受ガスについて、是正の問題と、それから需要家代理モデルの明確化、ご意見があれば、あるいは、ご質問があればご発言願ひます、いかがでしょう。

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

これまでのワーキングで、不当勧誘に関しましては、委員の間で活発な議論がなされていたと認識しておりますけれども、不当条項の部分について幅広に議論をし、そして、小売営業ガイドラインにしっかりと追記するということを要望したいと思います。

4番目のスライドで、不当条項になり得る例として、消費者契約法第9条第1号、同法第10条、こういった場合が出てきております。それとの見合いで、6番目のスライドで具体的なものがわかるようになってございますけれども、消費者契約法を読みますと、第8条のところで、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、こういったものは無効、あるいは、同法8条の2で消費者の解除権を放棄させる条項、こういったものも無効、こういった規定もございます。

冒頭申しましたように、幅広に問題に対応するような規定を盛り込んだガイドラインということで整備をしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○山内座長

ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。

木尾オブザーバー、どうぞ。

○木尾電力・ガス取引監視等委員会取引制度企画室長

私どものミッションとして、ガスの需要者の利益の保護を図ることがございます。次回以降議論されるということであると理解をしておりますけれども、需要家の代理を行う者がガス小売事業者の媒介になるといったようなケースについては、利益相反の問題もあり得るというように考えてございますので、次回以降、丁寧に議論していただきたいと思います。

以上です。

○山内座長

そのほか、いかがですか。

それでは、よろしければ、何かありましたら、また最後にでも発言をいただければと思っております。この一括受ガスについては、若干ご意見をいただきましたので、また事務局のほうでご検討いただくことにしたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

3番目は、LNG基地の第三者利用に関する検討についてでございます。これは、資料5です。この説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

資料5、LNG基地の第三者利用に関する検討について、ご説明をいたします。

こちら、まずは、よくご案内の委員の方々も多い前で恐縮ですが、簡単に利用制度についてご紹介を最初にしたいと思います。

スライド1ですけれども、基地の第三者利用制度というのは、ガス製造事業者がガス受託製造約款の策定義務や液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務等を課すという、そういう仕組みでございまして、次のスライドですけれども、その対象者であります、タンクの容量が合計20万キロリットル以上であって、ガス事業用の導管と接続している液化ガス貯蔵設備を維持・運用する事業者が対象となっているものでございます。

こちらは、ガスシステム改革小委員会での議論として、大きく2点、1点目が、タンクの容量が一定規模未満であるLNG基地については、その物理的な制約によって、LNG基地の第三者利用に係る強いニーズがあるとは考えにくいということ、それから、2点目として、導管と直接接続していないLNG基地、発電事業用の基地とか、こちらは、ガスの小売事業者間の競争促進に資することが想定されない、こういった理由で今の対象となっているものでございます。

スライド3は、国内の主なLNG基地ということで、すみません、網羅はしていないのですが、一応、議論の参考にしていただければと思いますが、それで、スライド4でございまして。

その義務が、第三者利用の義務が課されていない類型、A、B、Cと、その表で分けましたけれども、このB、CのLNG基地の事業者については、ガスの適正な取引に関する指針上では望ましい行為として、適切な条件での第三者利用への対応を位置づけているところでございます。

これが制度の現状でございまして、次のスライド以降、過去のガスシステム改革小委員会での議論がありました。何で20万キロリットル以上なのかとか、そういったところを参考にしてください。

その上で、スライド9になりますが、第三者利用の実績でございまして、これまで第三者によるガス製造事業者への利用申請は複数行われたということですが、基地利用の実績というのは未だ存在しない、ゼロ件ですというところがございまして。こうした状況と、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合で複数回にわたって議論が行われ、委員会からの建議を踏まえて、先月、適正なガスの取引に関する指針を改定したところであります。

改定しているのは下の5つ、項目ありますけれども、製造設備の余力見通しの適切な開示のあり方とか、ルームシェア方式における適切な課金標準のあり方、貯蔵料金の算定に係る配船調整の考え方、基地利用料金の適切な情報開示のあり方、あっせん・仲裁の利用促進についてということで議論されて、改定されたところであります。

また、今日も最初の議題にございましたけれども、このワーキングでご議論いただいているように、第1、第2グループの供給区域においては、ガス小売事業への新規参入支援のために都市

ガスの卸供給促進措置を検討していきまして、タンクを借りなくてもワンタッチ卸で受けられるという仕組みを、まさに構築しようとしているという、そういう状況でございます。

また、次のスライドからは、委員会の制度設計専門会合でのそれぞれの論点について参考資料をつけておりますので、ぜひご参照ください。

スライド14でございますが、昨年6月、閣議決定されました規制改革実施計画では、LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずるとなっておりまして、事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務づけられているLNG基地の対象拡大について、利用事業者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得るというので、30年度検討開始、31年度結論となっているところでございます。

最後のスライド、15でございますが、今後これを検討するに当たりまして、我々もしっかりニーズの調査をしたいと思っております。

検討に当たりましては、このガスの導管に接続している類型B、この20万キロリットル未満のところにはニーズがあるかどうかといったところを検討の対象として、ガスの導管に接続していないところの類型C、ここはやはり先ほども申し上げましたが、都市ガスの事業上の利用ニーズというのが生じたいこの類型Cというのは検討の対象外としてはどうかと思っております。

この類型Bの、基地に関するニーズ調査では、実現可能性のある利用希望者の存否について広く意見を求めたいとも思っていますし、また、基地を運用する事業者さんへの問い合わせがあったかどうかであるとか、あるいは海外からのLNG調達事業者さん、商社さんであるとか、資源、燃料系の事業者さんであるとかにアンケートをして、必要に応じてヒアリングとかによって利用希望の実績を確認する。そういったニーズを踏まえて、また後日、しっかり議論をさせていただけないかと思っております。

この検討方針についてご議論いただければ幸いです。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、第三者利用ですね、これについて、ご意見伺いたいと思いますが、あるいはご質問でも結構ですが、どなたかいらっしゃいますか。

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。この15番目のスライドの検討方針（案）に賛成したいと思います。

ただ、幾つかコメントしたいと思います。

Bの類型でニーズ調査をするということですがけれども、基地のイメージで2つポツがございます。

す。外航船又は内航船受入の小規模基地と、それから、タンクローリー受入のサテライト基地ということになっております。

2つございますけれども、このニーズ調査におきましては、やはりLNG船の受入基地とタンクローリーを使ったサテライト基地の利用形態とは大きく異なりますので、その違いを前提に、利用希望をしっかりとっていただきたいということが1点でございます。

それから、引き続き、もともと本命でありましたAの類型へのアプローチも行っていただきたいと思います。Aの類型に入る基地を保有しておられる事業者によっては、例えばですけれども、リロード施設を追加して、LNGのコンテナ輸出を始めるといった、天然ガスシフトに資する創意工夫を始められた事業者もおられます。

このリロードによって、オペレーションが他の事業者とは大きく異なるというようなこともあって、第三者利用は難しいということになってくるかもしれません。しかし、天然ガスシフトに資するものとして奨励をしていくべきということかもしれません。

そのような新しい次元に入っている事業者の扱いについても考慮しながら、Aの類型をも調査していただきたいと願っております。

以上です。

○山内座長

そのほか、ご発言ありますか。

橘川委員、どうぞ。橘川委員の次は松村委員で。

○橘川委員

15ページの検討方針（案）のCについてですけれども、発電事業用ではあるけれども、二重導管規制の緩和によって、一部ガス供給にも使われているという場合のタンクは対象にならないのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

若干コメントですけれども、先ほどまでの他の議題ではガス業界と電力業界、鋭く意見対立するわけですけれども、この問題は、どちらかというところでありまして、そういう意味で、一番期待していたのは、昔のガス小委員会のように、一番この問題を強く言っていた石油業界なのですけれども、びっくりしたことに、今日、この議題が始まるというのに石連の方来ていなくて、代理の人も来ていない。これ非常に驚いた。議事録には残しておいてください。やる気があるのかということちょっと疑うところあります。

それから、Bのサテライトですけれども、この開放を求めるニーズというのがちょっと、私の頭の中ではなかなか想定できませんで、規制改革の閣議決定は、球を投げられているから答えなければいけないという筋は分かるのですけれども、私はそもそも、この閣議決定が結構ピンぼけ

な閣議決定になっているのではないかと思います。

例えば、一括受ガスも、ここでの議論、明らかになったのですけれども、ここで受ける話じゃなくて、ガスの保安のところで受けるべき話であって、導管事業者の内管の保安をやるということ自体を緩和しなくていいのかという議論をすべきだったと思うのですけれども、そういう意味で、基本的にはピンぼけな部分を含む閣議決定だと思っていますので、このサテライトの調査に無駄に予算を使わないほうがいいのではないかと、やるのはいいですけれども、適度にコストパフォーマンスを考えてやられたほうがいいと思います。その分は厚労省の労働調査のほうに予算を回したほうがいいと思いますので。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

どうぞ。ご質問ありましたね。

○下堀ガス市場整備室長

最初にご質問のありました、導管のつながっているところは検討の対象になり得るということでございます。

○山内座長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、類型Cが検討対象外だというのは、実際にガスの卸供給に使えないのだから、ガスのところで検討するというのは筋違いというのは、全くその通りなので、Bは検討するけれどもCは除くという結論は正しいとは思いますが、しかし一方で、ガスの導管網からものすごく遠いLNG基地はともかくとして、本来なら、繋ごうと思えば繋げる導管網があるのに、現在繋いでいないと言うだけで対象外にして良いのか。もちろん繋ぐには導管投資が一定程度は必要だし、あるいは未熱調のガスが流せるようになるまでは熱調設備も作らなければいけないので、それなりにコストがかかる。ガス事業に参入する意思が全くないのに強制的に繋げろというわけにもいかない。しかし、日本全体のガスインフラ整備を考えれば、孤立した発電用基地を放置する、LNG基地が発電にしか使えない状況を放置しておくのが本当にいいのか。導管網に適切に繋いで、日本全体の、ある種のセキュリティーとかレジリエンスとかも高めていくことも一方で重要。

そうすると、接続しなければ基地開放という面倒くさいことをしなくてもいいのだけれども、接続した途端に何か面倒くさいことを言われるとすると、この制度設計を一つ間違えると、接続するインセンティブを損なうことになってなりかねない。この点少し考える必要はある。

Cは対象外だとするのであれば、そのようなことが起きないための手当てがないと、何かまずいことになるのではないかと懸念しています。

そもそも、電気とガスは違うということはさんざん言われるのですが、大きな違いの一つは、強力なコンペティターがいる点。LNGの輸入規模で見れば、都市ガス会社よりもっと多くの量を輸入している電力会社という強力なコンペティターがいる。その意味では競争が進みやすい側面がある。その強力なコンペティターを除くと、潜在的なコンペティターは非常に少ないというか、自分で発電所を建てて参入するというハードルよりも、最小最適規模を満たすような、LNG基地を建てて参入するほうがはるかに参入の障壁が高いので、そういう意味では、一方でガス市場はすごく競争的であるという側面と、他方で競争が難しいという側面の両方ある。これがガス市場の大きな特徴だと思っています。

その点で、電力会社のLNG基地があって、潜在的なコンペティターなのだけれども、この電力会社が競争する気が全くない、都市ガスに出ていくつもりが全くないとか、あるいは、そんなことはないと思うのですけれども、都市ガスと手打ちして、お互いにあまり競争しないようにしているとすると、本当に都市ガスの競争は死んでしまう。そういう状況になっていると思っています。

その状況下で、競争が現に起こっていないところは、ものすごくざっくり言うと、そのエリアの電力会社にやる気がない地域と、かなりの程度重なるわけですね。これで、いつまでも発電用のLNG基地をガス導管網に繋がらない状況が放置されているのかは、ちゃんと考えていただきたい。

荒唐無稽ということは分かっていますが、仮に電力会社のLNG基地は、ガスの卸供給にも使えるのだけれども、御社が繋ぐ気ないのであれば、そのガス管投資のコストを負担するので、だから繋がせてください、その上で卸供給してくださいとか、その上でLNG基地の遊休部分を使わせてくださいという要求については、道は開かれるべき。現実にそういつてくる事業者がいるかどうかは別として、それを妨げるようなことはあってはならない。

逆に、そういう事業者が出てくることがあったとすると、今度、電力会社がガスに参入しようとする、その導管は、別の事業者がもう投資して繋いでいる状況で、ガス市場に参入しようとする、そこに使用料を払わなければいけないことになる。そんなことになるぐらいだったら自分から繋げる状況にぜひなってほしい。

貴重なLNG基地という資源を発電だけに使うのが本当に効率的なのかという観点から、ガスパイプライン網に合理的なものは繋がることを後押しする制度設計とセットでないと、Cは対象から外すことの弊害がすごく大きくなると思いました。今回の課題ではないということは分かっ

ていますが、発言させていただきました。

それから、橘川委員に大変申し訳ないですが、規制改革推進会議の言っていること、何か、そのピンぼけという指摘に関しては、一応、ちゃんと調べた上で言うべきではないか。例えば、内管保安について規制改革推進会議は一切言わないのに、こういうことだけを言っているという事実を確認した上でご指摘いただかないと、この場に規制改革推進会議の人はいないので、内管保安の問題をちゃんと指摘していても、会議側からは反論できない。

そうだとすると、そういう事実があった、その点についても十分ケアしているという事実があったのにもかかわらず、そう言われるのは大変不本意かと思ったので、余計なことですが、発言しました。

以上です。

○山内座長

そのほかにいかがでしょう。どうぞ、市村委員。

○市村委員

ありがとうございます。この検討方針については、異存ございません。

ちょっとテクニカルなご質問になってしまうのですが、このガス製造事業者という法律上の意義、定義ですけれども、これって導管に接続されていない人もガス製造事業者に入るのでしょうか。

そこだけ教えていただければと思います。

○下堀ガス市場整備室長

基本的には、ガスの導管のつながっているところになっておりますので、そういう意味では、整合性があると思っています。

○市村委員

そういう意味でいうと、多分、Cというのは、なかなか義務の課しようがない事業者なのでしょうか。制度上の問題ですけれども、ちょっと思ったので。それだけです。

○山内座長

柏木委員、どうぞ、ご発言ください。

○柏木委員

ありがとうございます。

私はこの第三者利用というのは非常に慎重に扱うべきだという持論を持ってしまして、これ、エネルギーセキュリティー、国家エネルギー戦略とほぼ表裏一体で考えるべき話だと常に前から言っているとおりです。

それで、例えば、取引監視委員会から日本のエネルギーセキュリティーに対して、どこまで考えた上で、この開放というか、第三者利用を、例えば外資が入ってくるとか、いろんなケースが考えられると思いますから、どの程度のセキュリティーを考えた上でこういう第三者利用等を促進することが日本のエネルギー戦略として好ましいのかということ、本来は知っていなきゃいけないのかもしれませんが、それをお伺いしたい。

それから、もう一つ、9ページに、これまで第三者の1ポツのところに、製造事業者への利用申請は複数行われたけれども、基地利用の実績は存在しないというのは、実績がないというのは、どうして、全部キャンセルされたというか、相対でもうその余地がないとか、こういうことだったのか、その事実関係を知りたいということです。

それから、あと日本の場合には、先ほどの一番最初に言ったことと関係ありますけれども、スポットの市場がそんなに多くないということを考え合わせて、やっぱり長期で安定供給というセキュリティーを重視していることを考えたときに、やはり検討方針の15ページに出ているように、方針としては私は賛成しますけれども、極めて慎重に、定量的なものに関しては慎重に取り扱うべきだ、こういう考え方です。

以上です。

○山内座長

最初の2つはいかがですか。

○木尾電力・ガス取引監視等委員会取引制度企画室長

第三者利用については私どもの立場で述べさせていただきますと、エネルギーセキュリティーのことを考えているかどうかというところありましたけれども、私どもとしては、制度設計専門会合で、複数の多様な観点からご議論をいただいた結果として、今の制度になっているものと理解をしております。

エネルギーセキュリティーの観点からの意見がたくさんあったかどうかと言われると、そういう意見はなかったのかもしれませんが、事務局としては議論を尽くした上で、こういう制度設計に現在ではしているということだと思っています。

この利用実績についてでございますけれども、現時点では、残念ながらまだないということでございますが、事業者側からも、なぜなかなか進まないのかというところについては、今後も引き続き丁寧にフォローアップしていきたいと考えてございます。

以上です。

○山内座長

よろしいですか。

次は、日本ガス協会、沢田オブザーバーです。

○沢田オブザーバー

事業者ニーズの調査について、コメントというか、お願いをさせていただきたいと思います。

これから実現可能性のある利用希望者の存否について、広く意見を求めるというふうには、資料に記載をされておりますけれども、単純に利用を希望するという意見だけが出された場合でも、その意見が集計されて、事業者ニーズがあったという整理になってしまうことをちょっと心配しております。

今後、調査を実施する際には、その背景にあります根拠とか、計画とか、そういった真に事業者ニーズがあるかどうかを把握していただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山内座長

二村委員、どうぞご発言ください。

○二村委員

一部お答えいただきましたが、私も9ページの一番上にあります、これまでの利用申請は複数行われたが、実績は存在しないというところについて、個別の事例とか取引のことになりますので、なかなか難しいかとは思いますが、どういう事業者の方がどういう申請をされて、こういう理由で利用に至らなかったというようなことが、分かればと思いました。件数も少ないでしょうから、どれくらい教訓があるかは分からないのですが、今後の課題が見えてくるようなことがあるのであればと思いましたので、可能であれば、この点についてヒアリングなどをしていただくなどして、情報を出していただけると、今後の検討に資するのではないかと思いました。

以上です。

○山内座長

そのほかいかがですか、ご発言。よろしいですか。

特にご発言、ご希望、よろしいですか。

この問題は、これからアンケートをとって議論していくということですので、皆さんからのご意見で、アンケートそのものについてご賛同いただいたということもあります。いろいろご意見いただきましたので、それも含めつつ、事務局で進めていただければと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、特に全体について、先ほど申しましたが、ご発言あれば伺いたしたいと思います、よろしゅうございますか。

それでは、本日の議論は以上で終了とさせていただこうと思います。

最後に、今後の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

今回は、年度末で恐縮ですが、3月28日の木曜日に開催させていただければと思っております。時間、場所等の詳細は追ってご連絡させていただきます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第6回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了とさせていただきます。

本日は、ご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

午前10時25分 閉会

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541